



令和3年度東北町大学生等

生活支援給付金事業についてのお知らせ

支援対象者を全学年に拡大しました

東北町では新型コロナウイルス感染症の影響により、移動の自粛やアルバイト収入の減など、就学及び生活に影響を受けている町出身大学生等のため『東北町大学生等生活支援給付金事業』を実施していますが、この度、下記のとおり支援対象者を拡大します。

1



給付対象者を新入大学生等だけではなく、令和2年度に給付を受けた大学生等にも拡大します。

2



申請期間を令和3年9月末日まで延長します。

給付金額 大学生等1人につき10万円

— 支援給付金を受けられる大学生等とは —

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに予備校、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校等に在籍する方。

ただし、全ての学校区分において修業年限が1年以上の課程であり、予備校にあっては進学予備校に在籍する方です。

さらに、高等専門学校にあっては4年生以上に在籍する方、専修学校の一般課程、各種学校及び予備校にあっては18歳以上の方に限ります。

給付対象 下記の①～④すべてに該当する方

- ① 東北町立小学校又は中学校を卒業していること
- ② 申請時に大学等に在籍していること
- ③ 基準日(令和3年4月30日)において本人又は保護者が東北町に住所を有していること
- ④ 他市区町村において同様な支援給付金の給付を受けていない又は申請していないこと

申請期限 令和3年9月30日(木)

申請・お問合せ：コミュニティセンター未来館内 **学務課**

電話 0176-56-4818 Fax 0175-63-3399

※ 申請方法等の詳細は町のホームページをご覧ください、学務課まで直接お問い合わせください。

HPアドレス》 <http://www.town.tohoku.lg.jp/covid19/support-10.html>

Notice!